

入札監理小委員会における審議の結果報告

海外旅行博覧会出展事業

公共サービス改革基本方針別表において、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）の海外旅行博覧会出展事業について、民間競争入札を実施し平成 21 年度実施分から落札者による事業を実施する旨が定められている。

これに基づいて機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1．対象業務の範囲について（実施要項案 P3）

【論点】

共同出展者の募集について、機構と民間事業者の両方が行うような記載ぶりとなっているが、責任分担を明確にすべきではないか。

【対応】

出展のベースとなる共同出展者 6 社・団体については、機構の責任で確保することとし、民間事業者は 6 社・団体以外で追加的な共同出展者を確保できることとした。また、民間事業者が共同出展者を確保できた場合には、共同出展者から集める分担金（但し出展に係る経費を除いた分）をインセンティブとして支払うこととした。

2．サービスの質について（実施要項案 P7、別添 4）

【論点】

民間事業者のサービスの質を共同出展者へのアンケート調査で測ることになっているが、民間事業者に期待しているブースデザインやアトラクションに関して個別に項目を立てるなど、アンケートの内容を充実させるべきではないか。

【対応】

ブースデザインやアトラクションについて、日本の魅力の PR や日本ブースへの来場者の増加に資するものであったかを確認できるよう、アンケートの内容を充実させた。

3．インセンティブについて（実施要項案 P7）

【論点】

主催者が表彰するベスト・スタンド賞を受賞した場合には、予定価格と落札額の 10% を報奨金として支払うことになっているが、受賞の難しさ、受賞による PR 効果等を考慮して率を見直してはどうか。

【対応】

ベスト・スタンド賞受賞による PR 効果等を踏まえ、率を見直し、10% から 50% に引き上げた。

以 上